

東京地方裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 不動産差押処分取消請求事件

国側当事者・国（関東信越国税局長）

令和3年4月20日棄却・控訴

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	武内 更一
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	関東信越国税局長 栗原 毅
同指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 関東信越国税局長が平成30年3月28日付けで原告に対してした別紙2 物件目録記載1～6の各土地に対する差押処分を取り消す。
- 2 関東信越国税局長が平成31年6月21日付けで原告に対してした別紙2 物件目録記載8の建物に対する差押処分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、滞納する国税に係る滞納処分として、関東信越国税局長から別紙2 物件目録記載1～6の各土地の原告の持分についての差押処分及び同目録記載8の建物の原告の持分についての差押処分を受けたことについて、これらの差押処分は、上記国税の法定納期限から5年を経過してされたことから、上記国税に係る徴収権は時効消滅しており違法であると主張して、上記各差押処分（後記2（4）オの本件差押処分1〔一部解除後のもの〕及び2）の各取消しを求める事案である。

2 前提事実

以下の各事実は、争いのない事実のほか、掲記の各証拠又は弁論の全趣旨により認定することができる。

（1）原告について

原告は、別紙2 物件目録記載1～6の各土地及び同目録記載8の建物につき、同目録記載の各持分を有している（甲1～6、8）。

（2）原告の納税義務

ア 原告は、平成21年6月5日、税務調査の結果を受けて、①平成14年分ないし平成20年分の所得税、並びに②平成16年1月1日から同年12月31日までないし平成20年1月1日から同年12月31日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について期限後申告書を提出し（以下「本件各期限後申告」という。）、別紙3租税債権目録記載の項番1・3・5・7・9・11・13・15・17・19・21・23の納税義務を負った（乙1の1～112）。

イ 春日部税務署長は、平成21年7月9日、原告に対し、本件各期限後申告を受けて、重加算税賦課決定をし（以下「本件各賦課決定」という。）、原告は、別紙3租税債権目録記載の項番2・4・6・8・10・12・14・16・18・20・22・24の納税義務を負った（弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成21年12月課税期間」という。）に係る消費税等について、消費税法42条及び44条並びに地方税法附則9条の5の規定に基づき、同課税期間の中間申告書の提出があったものとみなされ、別紙3租税債権目録記載の項番25の納税義務を負った（弁論の全趣旨）。

(3) 原告に対する督促

ア 春日部税務署長は、平成21年6月26日、原告に対し、本件各期限後申告に係る国税について、督促状によりその納付を督促した（乙3の1）。

イ 春日部税務署長は、同年8月26日、原告に対し、本件各賦課決定に係る国税について、督促状によりその納付を督促した（乙3の2）。

ウ 春日部税務署長は、同年9月25日、原告に対し、平成21年12月課税期間に係る消費税等について、督促状によりその納付を督促した（乙3の3）。

(4) 原告に対する滞納処分等

ア 関東信越国税局長は、平成21年12月21日、原告が代表取締役を務める株式会社A（以下「A」という。）に対し、①本件各期限後申告に係る国税、②本件各賦課決定に係る国税及び③平成21年12月課税期間に係る消費税等（以下、これらを併せて「本件滞納国税」という。）のうち、平成14年分ないし平成19年分の所得税及び重加算税、平成16年1月1日から同年12月31日までないし平成19年1月1日から同年12月31日までの各課税期間に係る消費税等及び重加算税について、1億2594万7159円を限度としてAが第二次納税義務を負う旨の告知処分（以下「本件告知処分」という。）をした（乙4の1～3）。

イ 関東信越国税局徴収職員は、平成22年1月26日、本件滞納国税について、原告が平成13年11月28日に株式会社B（以下「B」という。）との間で締結したさいたま市浦和区●●所在の建物の4階部分（以下「本件建物部分」という。）に係る賃貸借契約（以下「平成13年賃貸借契約」という。）に伴い、原告がBに差し入れた保証金（以下、平成13年賃貸借契約に伴って原告が差し入れた保証金を「本件保証金」という。）の返還請求権（以下「本件保証金返還請求権」という。）を差し押さえ（以下「平成22年差押処分」という。）、Bに対して債権差押通知書を交付するとともに、原告に対して差押調書謄本を送達した（乙5。なお、平成22年差押処分当時の本件保証金返還請求権の存否及び帰属について、争点1のとおり当事者間に争いがある。）。

ウ 関東信越国税局長は、平成27年5月15日、本件滞納国税（ただし、別紙3租税債権

目録記載の項番1・3及び同項番5の一部を除く。)について、原告名義のC信用金庫六本木支店の普通預金口座(以下「本件預金口座」という。)に係る普通預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権(以下「本件預金債権」という。)を差し押さえ(以下「平成27年差押処分」という。)、C信用金庫六本木支店に対して債権差押通知書を交付し、同日、取立てをした(乙6)。

エ 関東信越国税局長は、平成30年3月28日、本件滞納国税(前同)について、別紙2物件目録記載1～6の各土地及び登記上に同目録記載7のとおり記載されていた建物の原告の各持分を差し押さえ(以下「本件差押処分1」という。)、同月29日、差押えの登記がされ、同年4月10日、原告に対して差押書を送達した(甲1～7、10)。

オ 関東信越国税局長は、令和元年6月21日、本件差押処分1のうち、登記上に別紙2物件目録記載7のとおり記載されていた建物の原告の持分に係る差押えを解除した上で(甲13、乙7。以下、同解除後の本件差押処分1を「本件差押処分1(一部解除後のもの)」という。)、同目録記載8の建物の原告の持分を差し押さえ(以下「本件差押処分2」という。)、同月24日、原告に対して差押書を送達し、同月25日、差押えの登記がされた(甲8、14、乙8)。

(5) 別件訴訟の経過

ア 関東信越国税局長は、平成22年3月2日、Aから本件告知処分に係る滞納国税が完納されなかったため、Aの株式会社Dに対する保証金返還請求権を差し押さえ(以下「別件差押処分」という。)、同月8日、同社に債権差押通知書が送達された(乙10)。

イ Aは、平成23年6月15日、別件差押処分の取消しを求め、国を被告として、東京地方裁判所に訴訟提起し(以下「別件訴訟」という。なお、訴訟提起後、被差押債権の取立て及び配当が完了し、別件差押処分に係る滞納処分が終了したことから、その請求は、不当利得返還請求に変更された。)、別件訴訟では、平成24年9月4日、Aの代表者である原告の尋問が実施された(乙13、20、弁論の全趣旨。以下「別件尋問」という。))。

ウ 東京地方裁判所は、平成25年1月24日、別件訴訟について、Aの請求を棄却する旨の判決を言い渡した(乙13。なお、同判決はその後確定した。乙14、15)。

(6) 本件訴訟に至る経緯

原告は、平成30年6月26日、本件差押処分1を不服として、審査請求をしたが(甲11)、国税不服審判所長は、令和元年5月14日、同審査請求を棄却した(甲12)。

なお、本件各滞納国税に係る徴収権の消滅時効は、平成29年法律第45号による改正前の国税通則法73条1項4号に基づき、本件各期限後申告に係る国税につき平成21年6月26日、本件各賦課決定に係る国税につき同年8月26日、平成21年12月課税期間に係る消費税等につき同年9月25日に催促状による催促がされたことによって中断しており、それぞれ同年7月7日、同年9月6日、同年10月6日から更に進行する(この点については、実質的に争いが無い。))。

3 争点

被告は、本件差押処分1及び2の時点における本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効の成否について、①主位的に、平成22年差押処分による中断が継続していた旨主張し、②予備的に、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分による各中断があった旨主張し、いまだ消滅時効は完成していないため、本件差押処分1(一部解除後のもの)及び2はいずれも適法である

と主張している。

したがって、本件の争点は次の2点である。

(1) 主位的争点

本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分により、時効の中断が認められるか(争点1)

(2) 予備的争点

本件滞納国税に係る徴収権について、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分により、順次時効の中断が認められるか(争点2)

第3 当事者の主張

1 争点1(本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分により、時効の中断が認められるか)について

(被告の主張)

(1) 関東信越国税局徴収職員は、平成22年1月14日、Bの代表者であるE(以下「訴外E」という。)と面談し、平成13年賃貸借契約について、契約締結後に賃借人が変更されたものの、本件保証金の返還はされておらず、依然として、原告が本件保証金を預託している旨等の回答を受け、賃貸借契約に係る具体的事実関係を確認した上で、本件保証金返還請求権は原告に帰属するものと認定した。訴外Eは、①本件領収書(原告がB宛てに作成した保証金の返却に係る領収証をいう。甲18)及び本件預り証(Bが訴外F〔以下「訴外F」という。〕宛てに作成した保証金の預り証をいう。甲20)について、平成16年に本件建物部分の賃借人を原告から訴外Fに変更する際に、形式上賃貸借契約書の内容に合致させるために作成されたもので、実際に本件保証金の返還はされていないこと、②原告に本件保証金返還請求権が帰属することを明確にする目的で、平成21年8月1日、原告と訴外Fの後の本件建物部分の賃借人である訴外G(以下「訴外G」という。)の連名で、本件保証金返還請求書が原告のみに帰属する旨の「保証金預託に関する確認書」(甲22。以下「本件確認書1」という。)が作成され、原告と訴外Gの後の本件建物部分の賃借人である訴外H(以下「訴外H」という。)の連名で、本件保証金返還請求権が原告のみに帰属する旨の「保証金預託に関する確認書」(甲23。以下「本件確認書2」といい、本件確認書1と併せて「本件各確認書」という。)が作成されたことを供述しており(乙17)、このような訴外Eの供述、本件各確認書の内容からすれば、平成22年差押処分当時、本件保証金返還請求権が原告に帰属していることを疑わせるような事情は存しなかったといえる。

(2) また、訴外Eは、平成30年11月9日にも、本件保証金はいまだ清算されていない旨述べ(乙17)、令和2年3月31日に訴外Hにより本件建物部分が明け渡されたことを受けて、同年4月1日、被告に対し、平成22年差押処分に基づき、本件保証金から訴外Hの退去に伴う清算金を控除した額を支払う旨申し出、同年5月12日、被告に対し、清算後の本件保証金(235万1844円)を弁済し、被告はその全額を本件滞納国税に配当した。

(3) これらによると、平成22年差押処分の時点で、原告は本件保証金返還請求権を有していたものと認められることから、平成22年差押処分によって本件滞納国税に係る徴収権について消滅時効は中断しており、本件差押処分1及び2の時点において、平成22年差押処分による時効の中断の効力は存続していたといえる。

したがって、本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分によって時効の中

断が認められ、本件差押処分1及び2当時も存在していたことから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び2は適法である。

- (4) なお、差押えが実施されたものの差し押さえるべき財産がなく、執行不能になった場合であっても時効中断効が生じるから、仮に、平成22年差押処分の時点で本件保証金返還請求権が不存在であったとしても、平成22年差押処分による時効中断効が認められるというべきである。

(原告の主張)

- (1) 原告は、平成13年賃貸借契約に基づき、本件保証金を預託したが、その後、本件建物部分で開業したいいわゆるキャバクラを訴外Fに譲渡することとし、平成16年6月28日、Bとの間で平成13年賃貸借契約を合意解約し、同日、訴外FとBとの間で、新たに本件建物部分を目的物とする賃貸借契約（以下「平成16年賃貸借契約」という。）が締結された。このとき、原告は、Bから本件保証金の返還を受け、それを訴外Fが平成16年賃貸借契約に基づく保証金としてBに預託したのであり、本件保証金返還請求権は消滅した（なお、Bから原告に現実に金銭の交付がされていないとしても、法的にはBと原告との間で本件保証金の清算がされなかったとはいえない。）。
- (2) 本件建物部分については、平成19年7月1日、訴外FとBとの間で平成16年賃貸借契約が合意解約され、訴外GとBとの間で賃貸借契約（以下「平成19年賃貸借契約」という。）が締結され、平成21年7月31日、訴外GとBとの間で平成19年賃貸借契約が合意解約され、訴外HとBとの間で賃貸借契約（以下「平成21年賃貸借契約」という。）が締結され、平成21年賃貸借契約締結の際に、平成19年賃貸借契約、平成21年賃貸借契約において原告が保証金を預託した旨記載した本件各確認書が作成されているが、平成16年賃貸借契約の際に本件保証金返還請求権は既に消滅していたことから、平成22年差押処分当時、原告は本件保証金返還請求権を有していなかったものであり、本件各確認書は、訴外Fがその内容を承認したものでないことからしても、原告が本件保証金返還請求権を有していることの証拠にはならない。
- (3) したがって、平成22年差押処分は、既に消滅した債権を差し押さえたものとして無効であることから、本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分による時効の中断は認められず、本件差押処分1及び2当時、本件滞納国税に係る徴収権は時効消滅していたことから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び2は違法である。

- 2 争点2（本件滞納国税に係る徴収権について、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分により、順次時効の中断が認められるか）について

(被告の主張)

- (1) 別件尋問での債務承認による時効の中断が認められること

被告は、別件訴訟において、本件滞納国税全部が記載された滞納税額証明書を証拠提出し、これにより原告は本件滞納国税全部を認識していたと認められるところ、原告はその後の別件尋問において、「キャバクラを経営していたときの税金が、あなた個人の税金として滞納になっているのは知っていますよね。」、「納付する意思はあるんですか。」との各問いに対し、いずれも「はい」と陳述している（以下「本件陳述」という。）。

本件陳述は、本件滞納国税全部の存在を承認するもので、別件訴訟における被告の代理人に対して表示されたものであることからすると、本件滞納国税に係る徴収権の債権者である

被告に対して効果を有するものとして、時効中断事由である債務承認に当たり、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効は、本件陳述によって中断したといえる。

(2) 平成27年差押処分による時効の中断が認められること

また、本件滞納国税に係る徴収権については、平成27年差押処分によって時効の中断が認められる。

原告は、平成27年差押処分当時、本件預金債権はAに譲渡されていたことから、平成27年差押処分は、原告の資産に対する差押えではなく無効である旨主張するが、本件預金口座が開設されたC信用金庫の預金規定には預金債権の譲渡禁止の規定があるところ、C信用金庫が上記譲渡を承認した事実はない。したがって、原告からAに対する本件預金債権の譲渡は無効であり、平成27年差押処分は有効である。

(3) 小括

したがって、本件滞納国税に係る徴収権について、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分によって順次時効の中断が認められ、本件差押処分1及び2当時も存在していたことから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び2は適法である。

(原告の主張)

(1) 別件尋問での債務承認による時効の中断が認められないこと

本件陳述は、A代表者としての陳述で、原告本人として陳述したものではないため、本件滞納国税に係る徴収権についての債務承認には当たらず、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効は、本件陳述によって中断していない。

(2) 平成27年差押処分による時効の中断が認められないこと

原告は、平成18年9月20日、キャバクラの店舗を開設するために六本木にある建物の一部を賃借し、その頃、本件預金口座を開設したが、その後、Aを設立したことから、平成19年3月15日、上記建物の一部に係るキャバクラの店舗の一切をAに移転すると共に、本件預金口座（本件預金債権）もAに移転した。

したがって、平成27年差押処分当時、原告は本件預金債権を有しておらず、本件滞納国税に係る徴収権について、平成27年差押処分による時効の中断は認められない。

(3) 小括

したがって、本件滞納国税に係る徴収権について、別件尋問での債務承認、平成27年差押処分による時効の中断はいずれも認められず、本件差押処分1及び2当時、本件滞納国税に係る徴収権は時効消滅していたことから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び2は違法である。

第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分による時効の中断が認められることから、本件差押処分1及び2の際に時効消滅しておらず（争点1）、仮に平成22年差押処分による時効の中断が認められないとしても、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分による時効の中断が認められることから、本件差押処分1及び2の際に時効消滅しておらず（争点2）、したがって、いずれにしても、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び2は適法であると判断する。
- 2 争点1（本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分による時効の中断が認められるか）について

(1) 判断の前提となる事実

掲記の各証拠によると、次の各事実が認められる。

ア 平成13年賃貸借契約

(ア) 原告は、平成13年11月28日、有限会社I（以下「I」という。）の仲介によって、Bとの間で、キャバクラの店舗として使用する目的で、本件建物部分について、賃料を月額37万2450円、賃貸借期間を平成13年12月28日から平成16年12月27日までとして借り受けた（甲16、乙17・2枚目、原告本人2、3頁。平成13年賃貸借契約）。

(イ) 原告は、同日、平成13年賃貸借契約に基づく債務の保証金として、Bに対して本件保証金372万4500円を預託した（甲16、17、乙17・2枚目）。

イ 平成16年賃貸借契約及び平成19年賃貸借契約

(ア) 原告は、平成16年4月頃、さいたま市内に別のキャバクラの店舗を開設することに伴い、本件建物部分におけるキャバクラの経営権をその従業員であった訴外Fに譲渡し、本件建物部分の賃借人も訴外Fに変更することとした（原告本人4、5頁）。

(イ) 訴外Fは、同年6月28日、Bとの間で、本件建物部分を、賃料を月額39万1072円、賃貸借期間を同年7月1日から平成19年6月30日までとして借り受け、原告は、訴外Fが同契約に基づいて負担する債務について、連帯保証をした（甲19、乙17・2、3枚目。平成16年賃貸借契約）。なお、平成16年賃貸借契約に係る契約書には、訴外FがBに保証金として372万4500円を預託する旨記載されていた（甲19）。

このとき、原告がBから保証金の返却として372万4500円を領収した旨の本件領収書（甲18）、Bが訴外Fから平成16年賃貸借契約の保証金として372万4500円を預かる旨の本件預り証（甲20）が作成されたが、実際には、Bが原告に本件保証金を返還したことはなく、また、訴外FからBに保証金の預け入れがされたことはなかった（乙17・2枚目、原告本人6、8頁）。

(ウ) 平成19年7月、本件建物部分におけるキャバクラの経営権は、訴外Fから訴外Gに譲渡されることとなり（原告本人14～16頁）、訴外Gは、同月1日、Bとの間で、本件建物部分を、賃料を月額39万1072円、賃貸借期間を平成19年7月1日から平成22年6月30日までとして借り受け、原告は、訴外Gが同契約に基づいて負担する債務について、連帯保証をした（甲21、乙17・3枚目。平成19年賃貸借契約）。なお、平成19年賃貸借契約では、訴外GがBに保証金として372万4500円を預託することとされていた（甲21）。

このとき、Bが原告又は訴外Fに本件保証金を返還することはなく、また、訴外GからBに保証金の交付がされることはなかった（原告本人14頁）。

ウ 平成21年賃貸借契約

(ア) 平成21年7月、本件建物部分におけるキャバクラの経営権は、訴外Gから訴外Hに譲渡されることとなり（原告本人16頁）、訴外Hは、同月31日、Bとの間で、本件建物部分を、賃料を月額39万1072円、賃貸借期間を平成21年8月1日から平成24年7月31日までとして借り受け、原告は、訴外Hが同契約に基づいて負担する債務について、連帯保証をした（甲15、乙17・3枚目。平成21年賃貸借契約）。な

お、平成21年賃貸借契約に係る契約書には、訴外HがBに保証金として372万4500円を預託する旨記載されていた（甲15）。

Bの代表者である訴外Eは、本件建物部分の賃貸借契約に係る保証金については、平成16年7月頃に本件預り証を発行したままであり、訴外Fからその返還を求められた場合には訴外Fに返還せざるを得ないと考え、原告だけに本件建物部分に係る賃貸借契約に係る保証金の返還請求権が帰属することを明確にする書面を作成することとし、原告、訴外H及び訴外Gに対し、平成21年賃貸借契約に係る契約書作成の翌日もIの事務所に来るように求めた（乙17・3、4枚目、原告本人29、30頁）。

(イ) 原告、訴外H及び訴外Gは、平成21年8月1日、Iの事務所を訪れ、その場で、訴外Eから、①「保証金預託に関する確認書」と題する書面（賃借人として訴外Gが記載されたもの。本件確認書1）、②「保証金預託に関する確認書」と題する書面（賃借人として訴外Hが記載されたもの。本件確認書2）、③「確約書」と題する書面（以下「本件確約書」という。）を示された（甲22～24、原告本人16～21頁）。

本件確認書1は、訴外G（賃借人）及び原告（連帯保証人）名義でBに宛てた書面であり、そこには、平成19年賃貸借契約に基づく保証金は、訴外Gではなく原告が預託をしたもので、訴外GにBに対する保証金返還請求権はなく、原告が保証金返還請求権を有している旨が記載されている（甲22）。

本件確認書2は、訴外H（賃借人）及び原告（連帯保証人）名義でBに宛てた書面であり、そこには、平成21年賃貸借契約に基づく保証金は、訴外Hではなく原告が預託をしたもので、訴外HにBに対する保証金返還請求権はなく、原告が保証金返還請求権を有している旨が記載されている（甲23）。

本件確約書は、原告名義でBに宛てた書面であり、そこには、①平成19年賃貸借契約の締結の際、訴外Fは同席していなかったが、その後訴外Fからの連絡ははく、Bに対する保証金返還請求もされておらず、平成16年賃貸借契約及び平成19年賃貸借契約の際にも保証金の清算はされておらず、原告が保証金を預託した状態が続いていると推察できること、②平成16年賃貸借契約及び平成19年賃貸借契約に係る各契約書に記載された文言にかかわらず本件保証金返還請求権は原告が有しており、平成16年賃貸借契約に係る契約書や本件預り証は原告が保管していると推察できること、③Bが訴外Fに発行した本件預り証は原告による紛失のために返還できず、Bと原告との協議の結果、本件預り証は無効とすること、④仮にBが訴外F又は訴外Gから保証金の返還請求を受けた場合は、原告が責任をもって解決することを確約する旨が記載されている（甲24）。

原告、訴外H及び訴外Gは、訴外Eの求めに応じ、本件各確認書及び本件確約書に署名・押印をした（甲22～24、原告本人16～21頁）。

エ 平成22年差押処分及びその後の経過

(ア) 関東信越国税局徴収職員は、平成22年1月26日、本件滞納国税について、本件保証金返還請求権を差し押さえ（平成22年差押処分）、Bに債権差押通知書を交付し、原告に差押調書謄本を送達した（前提事実（4）イ）。

(イ) 平成21年賃貸借契約は平成24年8月1日、平成27年8月1日及び平成30年8月1日に更新された（乙17・4枚目）。

(ウ) 訴外Eは、平成30年11月9日、関東信越国税局徴収職員による聴き取り調査において、本件保証金返還請求権は原告に引き続き帰属していること、訴外F、訴外G又は訴外Hから本件建物部分に係る賃貸借契約に基づく保証金の返還を求められたことはない旨を供述した(乙17・4、5枚目)。

(エ) Bは、令和2年3月31日、訴外Hから、平成21年賃貸借契約の終了に基づき本件建物部分の明渡しを受け、同年5月12日、平成22年差押処分に基づき、清算後の本件保証金235万1844円を関東信越国税局に振込送金した(乙23)。

(2) 平成22年差押処分当時の本件保証金返還請求権の存否及び帰属

ア 上記(1)のとおり、平成13年賃貸借契約は、原告が本件建物部分をキャバクラの店舗として使用する目的で締結されたところ、平成16年賃貸借契約は、原告の関与の下、同キャバクラの従業員であった訴外Fを賃借人とし、本件建物部分をそのままキャバクラの店舗として使用することを前提とするもので、本件領収証及び本件預り証が存在するものの、このときに、本件保証金の清算ないし返還や新たな保証金の預託はされていない。これらによると、平成16年賃貸借契約を締結する際、原告、B及び訴外Fは、本件保証金について、平成16年賃貸借契約の保証金に充てる旨の合意をしたものと認めるのが相当であり、このときに本件保証金返還請求権が消滅したとは認められない。

もっとも、仮に、このとき、本件保証金返還請求権が訴外Fに譲渡され、訴外Fに帰属することとなった事実が認められる場合には、平成22年差押処分は、第三者に帰属する債権を差し押さえるものとして無効で、時効中断効を有しないと解する余地があることから(なお、原告もこのような主張をするものと解される。)、以下において、本件保証金返還請求権が訴外Fに譲渡されたと認められるか否かを検討する。

イ 上記(1)のとおり、本件建物部分については、平成16年賃貸借契約以降も、原告が関与する中で、そのままキャバクラの店舗として使用することを前提に、平成19年賃貸借契約及び平成21年賃貸借契約が締結されており、このときに、本件保証金の清算ないし返還や新たな保証金の預託はされていない。また、訴外Eは、原告に対して、平成21年賃貸借契約締結の際、本件保証金返還請求権が原告だけに帰属することを明確にする目的で本件各確認書及び本件確約書に署名押印をするように求め、原告はこれに応じていることからすれば、原告は本件保証金返還請求権が自らに帰属することを前提とする行動を取っていたと認められる(なお、本件確約書には、原告が本件保証金返還請求権を有することが「推察される」旨の文言が記載されているが、本件確約書は訴外Eが準備したものであることからすると、その文言が不自然なものとはいえない。)。さらに、平成22年差押処分の通知を受けた際、原告が本件保証金返還請求権の帰属について異議を述べていたとも認められない。

また、訴外Fは、平成19年賃貸借契約の際に所在不明であったことがうかがわれるものの(乙17・3枚目)、それから令和2年3月31日までの間、訴外Fが本件保証金返還請求権を行使したことはうかがわれず、平成19年賃貸借契約及び平成21年賃貸借契約の各賃借人である訴外G及び訴外Hは、原告が本件保証金返還請求権を有することを認める内容の本件各確認書に署名押印をしている。

以上を踏まえると、平成16年賃貸借契約を締結する際、本件保証金返還請求権が訴外Fに譲渡されたと認めることはできず、平成22年差押処分当時においても、本件保証金

返還請求権は原告に帰属していたものと認められる。

ウ 原告は、平成16年賃貸借契約を締結する際、訴外Fに対し、本件保証金返還請求権を譲渡したと主張し、この点について、既にさいたま市内に別のキャバクラの店舗を開設し、同店舗を経営することを決めていたところ、平成13年賃貸借契約を解約すると、残り6か月分の賃料と原状回復費用を要するため本件保証金は手元に残らないと考えており、キャバクラの店舗の経営は不安定な商売であることから後輩を大切にしようと思ったなどと供述する（原告本人6頁）。

しかしながら、原告が訴外Fに本件保証金返還請求権を譲渡した旨を的確に裏付ける証拠は見当たらず、本件領収証及び本件預り証についても、平成16年賃貸借契約に併せて形式を整えるために作成されたものであって、本件保証金返還請求権の譲渡を裏付けるものとはいえない（原告自身も、本件領収証及び本件預り証は、訴外Eの求めに応じて作成されたもので、実態を伴わない旨を自認している。原告本人9頁）。

また、原告は、訴外Eに本件各確認書及び本件確約書を示された際、内容を確認することなく署名押印したもので、その内容は原告の認識と異なる旨供述するが（原告本人16～19頁）、原告は訴外Eの求めに応じて指定されたIの事務所に自ら赴き、本件各確認書及び本件確約書に署名押印している上、上記（1）ウ（イ）のとおりその内容は難解なものとはいえ、また、いずれも平成21年賃貸借契約を締結した翌日に作成されていること、原告においてその認識と異なる内容の書面に署名押印しなければならなかったような事情も見出し難いことからすると、原告は、その内容を了知した上で本件各確認書及び本件確約書に署名押印したものと認められ、原告の上記供述を信用することはできない（なお、原告が平成22年差押処分の通知を受けた際に異議を述べていたとは認められないことは、上記イのとおりである。）。

（3）小括

以上によると、平成22年差押処分当時、本件保証金返還請求権は原告に帰属していたと認められ、したがって、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効は、平成22年差押処分によって中断し、その後も中断が継続していたと認められることから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び2は適法である。

3 争点2（本件滞納国税に係る徴収権について、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分により、順次時効の中断が認められるか）について

（1）別件尋問での債務承認による時効の中断について

ア 判断の前提となる事実

掲記の各証拠によると、次の各事実が認められる。

（ア）本件告知処分は、原告が、Aが東京都港区六本木でキャバクラを開業するための準備費用等として、平成18年9月19日から平成19年5月9日までの間、合計1億2594万7159円を出捐したこと（以下「別件出捐」という。）について、「無償又は著しく低い額の対価による譲渡（括弧内省略）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分」（平成28年法律第15号による改正前の国税徴収法39条）に該当するとして、本件滞納国税のうち、平成14年ないし平成19年分の所得税及び重加算税、平成16年1月1日から同年12月31日までないし平成19年1月1日から同年12月31日までの各課税期間に係る消費税等及び重加算税について、Aが同条の第二次納税義

務を負うとしてされたものである（乙13・3～5、8、9頁）。

- (イ) 別件訴訟では、原告はその財産につき無償譲渡、債務の免除その他第三者（A）に利益を与える処分を行ったかが争点となっていたところ、Aは、別件出捐について、原告が自らの事業のために自らの債務の履行としてした出捐であって、Aに利益を与える処分ではないこと、原告からAに移転した内装設備、什器備品類及び保証金返還請求権は、贈与ではなくAの経営が軌道に乗った時に譲渡代金の支払を受けるつもりであったこと、原告はAの債務の立替払をしたもので、Aの経営が軌道に乗った時に求償権を行使するつもりであったことなどを主張していた（乙13・6～8頁）。
- (ウ) 被告は、別件訴訟において、平成23年12月22日付けで、本件滞納国税が記載された滞納税額証明書につき、立証趣旨を「被告が、滞納者（引用者注：原告）に対し、平成21年12月21日現在、1億3300万0700円の租税債権を有していたことを明らかにする。」として、書証として提出した（乙18、19）。
- (エ) 原告は、平成24年9月4日、別件訴訟でAの代表者としての地位に基づいて実施された尋問（以下「別件尋問」という。）において、被告指定代理人による反対尋問で、「あなた個人は、埼玉県でいろいろキャバクラを営業していたということなんですけれども、そのキャバクラを営業していたときの税金が、あなた個人の税金として滞納になっているのは知っていますよね。」との質問に対して「はい、知ってます。」と陳述し、「あなたは滞納国税があると認識してるとおっしゃっていたんですけれども、その納付計画というのはあるんですか。」との質問に対して「（中略）行ってお話ししたんですけど、金額が金額だから、じゃあ月々数万でどうですかと言ったら、それじゃ受けられないという話で、取りあえずまだ立ってないです。」と陳述し、「納付する意思はあるんですか。」との質問に対して「はい、もちろん。」と陳述した（乙20・37、38頁。本件陳述）。

イ 原告による債務承認の有無

- (ア) 上記アのとおり、原告は、別件尋問の被告指定代理人による反対尋問において、キャバクラの経営をしていたときの滞納税金があり、その納付について徴収担当者と話をし、計画は立っていないものの納付意思はある旨の陳述（本件陳述）をしているところ、上記ア（ウ）のとおり、被告は、別件訴訟において、本件滞納国税が記載された滞納税額証明書を書証として提出していたことからすると、原告は、本件陳述当時、本件滞納国税に係る徴収権の存在を認識していたことが認められる。

そして、本件陳述は、被告の別件訴訟における指定代理人に対してされていることからすると、原告は、本件陳述によって、被告に対し、本件滞納国税に係る徴収権について、債務承認をしたものと解するのが相当である。

- (イ) 原告は、本件陳述は、A代表者としての陳述であり、原告本人としての陳述ではないため、本件滞納国税に係る徴収権についての債務承認にはならない旨主張する。

しかしながら、本件陳述は、別件訴訟の原告であるAの代表者の尋問としてされたものであるが、別件訴訟では原告がした別件出捐の意味合いが争点となっていたのであり、別件尋問における原告の陳述がAの代表者としての立場を前提としてされたものに限られるものではない。そして、本件陳述は、本件滞納国税に係る徴収権の債務者である原告に対して、当該債務の認識や納付意思を尋ねる質問に対してされたものであると認め

られることから、原告による債務承認といえることは明らかであり、原告の上記主張には理由がない。

ウ 小括

以上によると、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効については、平成24年9月4日の債務承認による時効の中断が認められる。

(2) 平成27年差押処分による時効の中断について

ア 前提事実(4)ウのとおり、関東信越国税局長は、平成27年5月15日、本件滞納国税(ただし、別紙3租税債権目録記載の項番1・3及び同項番5の一部を除く。)について、本件預金債権を差し押さえており(平成27年差押処分)、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効については、平成27年差押処分による時効の中断が認められる。

イ 原告は、本件預金口座は、平成19年3月15日にAに移転し、原告は、平成27年差押処分当時、本件預金債権を有しなかったことから、本件滞納国税に係る徴収権について、平成27年差押処分による時効の中断は認められない旨主張する。

しかしながら、原告が本件預金債権をAに譲渡したことを的確に裏付ける証拠はなく、仮に原告及びA間でその旨の合意があったとしても、C信用金庫の預金規定には預金債権の譲渡禁止の規定があり(乙26・3頁)、C信用金庫が当該譲渡を承認した事実が認められないことからすると(乙27)、原告からAに対する本件預金債権の譲渡は無効であって、原告の上記主張には理由がない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)によると、仮に、平成22年差押処分による時効の中断が認められなかったとしても、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効は、別件尋問での債務承認及び平成27年差押処分により、順次時効の中断が認められるから、本件差押処分1(一部解除後のもの)及び2は適法である。

第5 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 網田 圭亮

裁判官 野村 昌也

指定代理人目録

江原 謙一、大岡 仁、倉田 将幸、宮川 恵美子、古菅 健誉、酒井 洋行、岩渕 裕介

別紙2、別紙3 省略